

野田阪神野外音楽ステージ 演奏申込方法

- ・メール又は区役所への来庁にて、提出期限までに所定のフォームでお申し込みください。（必要事項が記載されていればメール本文でも可能です。）
- ・演奏日は、先着順で決定します。
- ・区役所に来庁して申し込む場合は、必ずストリートミュージシャン認定証をご持参ください。
- ・メールで申し込む場合は、ストリートミュージシャン認定申請書に記載したメールアドレスをご使用ください。
- ・電話、FAX、郵便での申込は受け付けられません。

演奏申込の条件

- ・演奏開始 20 分前には会場入りすること。
- ・設営・撤去は、福島区役所職員と協力して主体的に行うこと。
- ・演奏中、演奏者以外に会場整理要員として常駐できるスタッフ 1 名を申込者側で確保すること。

演奏申込後の演奏中止について

- ・事情により、当日演奏ができなくなった場合は、速やかに区役所に連絡してください。
- ・前日の 14 時現在の天気予報（気象庁）で出演予定時刻の降水確率が 70%以上の場合は、その時点で中止と判断します。ただし 70%未満であっても、当日に雨天が予測される場合は当日 14 時時点で判断し、当日の連絡先へメールにて連絡します。
- ・区役所が演奏を承認している場合でも、次に掲げることその他区長が必要と認めたことで当ステージ及びその周辺が使用されることとなったときは、演奏できなくなります。
 - （１） 大阪市が主催又は共催する事業をおこなうための使用
 - （２） 大阪市からの委託による事業をおこなうための使用
 - （３） 地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会
 - （４） 行政機関及びこれに準ずる機関が事業を行うための使用 で、区長が認めたもの

当ステージは、野田阪神エリア周辺の地域活性化を目的とした公共スペースです。明るく、清潔な会場として、ご利用いただくため、次のことをお守りください。

- ・ゴミの持ち帰り 発生した各種ごみ等は、すべて演奏終了時にご利用者側でお持ち帰りください。
- ・会場清掃 利用前は演奏場所、観客スペースとも清掃をお願いいたします。
- ・利用時間 定刻までには演奏終了及び撤去をお願いします（設営は演奏開始時刻の 30 分前より可能）。
- ・貴重品 利用者各自で十分にご注意ください。盗難・紛失・破損等は、当区役所では一切責任を負いかねます。
- ・掲示物 当ステージ及びその付近の壁や柱などに広告物を掲示しないでください。

注意事項

1. 演奏時には、ストリートミュージシャン認定証を必ず、観客から見えるように掲示してください。
2. 目的以外の使用はできません。また、現場スタッフが申込時の誓約事項を守れないと判断した場合は演奏及び使用を中断・中止していただきます。
3. 当ステージ及びその周辺はすべて道路であり、道路交通法が適用されますので、禁止行為については道路交通法第五章第一節における禁止行為等（第七十六条―第八十条）も合わせてご確認ください。
4. 角材、鉄パイプ、火器等危険物の持ち込みは一切お断りします。
5. 当ステージ及びその周辺の工作物及び備品等を損傷させた場合は、弁償していただきますので、取扱いには十分ご注意ください。
6. 駐車場はありませんので、その旨、参加者全員に周知してください。なお、道路には駐車・駐輪しないよう申込者はもちろん、来場者にも呼び掛けるよう願います。
7. 当ステージ及びその周辺が混雑しないよう、申込者の責任において通行の妨げにならないよう危険防止対策を十分講じてください。
8. 公職選挙法に基づき使用箇所に指定された場合、演奏をお断りする場合があります。
9. その他、演奏活動全般に際しては、現場スタッフの指示に従ってください。

※上記の注意事項及び先の誓約事項が守られない場合、この場所を利用できなくなる可能性があります。

みなさんがずっとこのステージを使い続けられるように、お互いルールを守りながら協力して利用していきましょう。